

令和3年3月9日

総務部総務課

江東区事務手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

新たな手数料について規定するとともに、食品衛生法、食品衛生法施行令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行及び同法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査に係る手数料を追加する。（別表第4関係）

手数料名	額
輸出証明書の発行手数料	870円
適合施設の認定申請手数料	20,900円

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく適合性判定に係る床面積区分の変更に伴い、適合性判定手数料等の一部の面積区分を次のとおり変更し、手数料の額を定める。（別表第7及び別表第8関係）

変更前	変更後
床面積の合計が300㎡以上 2,000㎡未満のもの	床面積の合計が300㎡以上 1,000㎡未満のもの
	床面積の合計が1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの

- (3) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）に基づく営業許可業種の見直しに伴い、営業許可申請に対する審査手数料を改める。（別表第4条関係）
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、引用条文を改める。（別表第4条関係）

3 施行期日

(1)及び(2)については令和3年4月1日から、(3)については令和3年6月1日から、(4)については令和3年8月1日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
【第1条（当初）】				【第1条（令和3年4月1日施行）】			
本則（略）				本則（略）			
別表第1～別表第3（略）				別表第1～別表第3（略）			
別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）				別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）			
事務	手数料の 名称	額	徴収 時期	事務	手数料の 名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
9 6 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証再交付手数料	1件につき 3,200円	再交付申請のとき	9 6 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証再交付手数料	1件につき 3,200円	再交付申請のとき
				9 7 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行	輸出証明書の発行手数料	1件につき 870円	発行申請のとき
				9 8 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設の認定申請手数料	1件につき 20,900円（書類審査のみで認定を行う場合にあっては、1	認定申請のとき

0, 400
円)

別表第5・別表第6 (略)

別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)

事務	手数料の名称及び額				徴収時期
1	(略)				認定申請のとき
(略)	(1)	(略)			
	(略)	イ	(略)		
		(略)	(イ)	(略)	
			(略)	ii (略) (略)	
				当該部分の床面積の合計が	
				26,000平方メートルを超え、	
				2,000平方メートル以内のもの	
				(略)	
			iii (略)	(略)	

別表第5・別表第6 (略)

別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係)

事務	手数料の名称及び額				徴収時期
1	(略)				認定申請のとき
(略)	(1)	(略)			
	(略)	イ	(略)		
		(略)	(イ)	(略)	
			(略)	ii (略) (略)	
				当該部分の床面積の合計が	
				16,000平方メートルを超え、	
				1,000平方メートル以内のもの	
				(略)	
			iii (略)	(略)	

当該部	2
分の床	6,
面積の	00
合計が	0円
300	
平方メ	
ートル	
を超	
え、	
2,0	
00平	
方メ	
ートル	
以内	
のもの	
の	
(略)	
ウ	(略)
(略)	建築物の延べ面積が
	2
	300平方メートル
	6,
	を超え、2,000
	00
	平方メートル以内の
	0円
	もの
	(略)
(2)	(略)
(略)	イ
(略)	(略)
(略)	(イ)
(略)	(略)
(略)	ii (略)
(略)	(略)
	当該部
	18
	分の床
	0,

当該部	1
分の床	6,
面積の	00
合計が	0円
300	
平方メ	
ートル	
を超	
え、	
1,0	
00平	
方メ	
ートル	
以内	
のもの	
の	
当該部	2
分の床	6,
面積の	00
合計が	0円
1,0	
00平	
方メ	
ートル	
を超	
え、	
2,0	
00平	
方メ	
ートル	
以内	
のもの	
の	
(略)	
ウ	(略)
(略)	建築物の延べ面積が
	1
	300平方メートル
	6,
	を超え、1,000
	00
	平方メートル以内の
	0円
	もの
	建築物の延べ面積が
	2
	1,000平方メ
	6,
	ートルを超え、2,0
	00
	00平方メートル以
	0円
	内のもの
	(略)
(2)	(略)
(略)	イ
(略)	(略)
(略)	(イ)
(略)	(略)
(略)	ii (略)
(略)	(略)
	当該部
	13
	分の床
	8,

面積の	00
合計が	0円
300	
平方メ	
ートル	
を超	
え、	
2,0	
00平	
方メー	
トル以	
内のも	
の	
(略)	
iii (略)	(略)
当該部	38
分の床	4,
面積の	00
合計が	0円
300	
平方メ	
ートル	
を超	
え、	
2,0	
00平	
方メー	
トル以	
内のも	
の	

面積の	00
合計が	0円
300	
平方メ	
ートル	
を超	
え、	
1,0	
00平	
方メー	
トル以	
内のも	
の	
当該部	18
分の床	0,
面積の	00
合計が	0円
1,0	
00平	
方メー	
トルを	
超え、	
2,0	
00平	
方メー	
トル以	
内のも	
の	
(略)	
iii (略)	(略)
当該部	30
分の床	0,
面積の	00
合計が	0円
300	
平方メ	
ートル	
を超	
え、	
1,0	
00平	
方メー	
トル以	
内のも	
の	
当該部	38
分の床	4,
面積の	00
合計が	0円

						(略)			
	ウ	(略)							
	(略)	建築物の延べ面積が	38						
		300平方メートル	4,						
		を超え、2,000	00						
		平方メートル以内の	0円						
		もの							
		(略)							
2	(略)								変更認定申請のとき
(略)	(1)	(略)							
	(略)	イ	(略)						
	(略)	(イ)	(略)						
		(略)	ii	(略)					
				当該部	1				
				分の床	8,				
				面積の	00				
				合計が	0円				
				300					
				平方メ					
				ートル					
				を超					
				え、					
				2,0					
				00平					
				方メ					
				ートル					
				以内					
				のも					
				の					

						1,0			
						00平			
						方メ			
						ートル			
						を			
						超え、			
						2,0			
						00平			
						方メ			
						ートル			
						以			
						内			
						の			
						の			
						(略)			
	ウ	(略)							
	(略)	建築物の延べ面積が	30						
		300平方メートル	0,						
		を超え、1,000	00						
		平方メートル以内の	0円						
		もの							
		建築物の延べ面積が	38						
		1,000平方メ	4,						
		ートルを超え、2,0	00						
		00平方メートル以	0円						
		内のもの							
		(略)							
2	(略)								変更認定申請のとき
(略)	(1)	(略)							
	(略)	イ	(略)						
	(略)	(イ)	(略)						
		(略)	ii	(略)					
				当該部	1				
				分の床	1,				
				面積の	00				
				合計が	0円				
				300					
				平方メ					
				ートル					
				を超					
				え、					
				1,0					
				00平					
				方メ					
				ートル					
				以内					
				のも					
				の					
				当該部	1				
				分の床	8,				
				面積の	00				
				合計が	0円				
				1,0					

		(略)		
	iii (略)	(略)		
		当該部	1	
		分の床	8,	
		面積の	00	
		合計が	0円	
		300		
		平方メ		
		ートル		
		を超		
		え、		
		2,0		
		00平		
		方メ		
		ートル以		
		内のも		
		の		
		(略)		
ウ	(略)			
(略)	建築物の延べ面積が	1		
	300平方メートル	8,		
	を超え、2,000	00		
	平方メートル以内の	0円		
	もの			

				00平
				方メ
				ートルを
				超え、
				2,0
				00平
				方メ
				ートル以
				内のも
				の
		(略)		(略)
	iii (略)	(略)		
		当該部	1	
		分の床	1,	
		面積の	00	
		合計が	0円	
		300		
		平方メ		
		ートル		
		を超		
		え、		
		1,0		
		00平		
		方メ		
		ートル以		
		内のも		
		の		
		当該部	1	
		分の床	8,	
		面積の	00	
		合計が	0円	
		1,0		
		00平		
		方メ		
		ートルを		
		超え、		
		2,0		
		00平		
		方メ		
		ートル以		
		内のも		
		の		
		(略)		(略)
ウ	(略)			
(略)	建築物の延べ面積が	1		
	300平方メートル	1,		
	を超え、1,000	00		
	平方メートル以内の	0円		
	もの			

		(略)			
(2)	(略)				
(略)	イ	(略)			
	(略)	(イ)	(略)		
		(略)	ii (略)	(略)	
				当該部	9
				分の床	6,
				面積の	00
				合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	
				を超	
				え、	
				2,0	
				00平	
				方メー	
				トル以	
				内のも	
				の	
				(略)	
		iii (略)	(略)		
				当該部	19
				分の床	8,
				面積の	00
				合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	

				建築物の延べ面積が	1
				1,000平方メー	8,
				トルを超え、2,0	00
				00平方メートル以	0円
				内のもの	
				(略)	
(2)	(略)				
(略)	イ	(略)			
	(略)	(イ)	(略)		
		(略)	ii (略)	(略)	
				当該部	7
				分の床	2,
				面積の	00
				合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	
				を超	
				え、	
				1,0	
				00平	
				方メー	
				トル以	
				内のも	
				の	
				当該部	9
				分の床	6,
				面積の	00
				合計が	0円
				1,0	
				00平	
				方メー	
				トルを	
				超え、	
				2,0	
				00平	
				方メー	
				トル以	
				内のも	
				の	
				(略)	
		iii (略)	(略)		
				当該部	15
				分の床	4,
				面積の	00
				合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	

				を 超 え、 2, 0 0 0 平 方メー トル以 内のも の	
				(略)	
ウ (略)	(略)	建築物の延べ面積が	1 9		
		3 0 0 平方メートル	8,		
		を 超 え、 2, 0 0 0	0 0		
		平方メートル以内の	0 円		
		もの			
		(略)			

				を 超 え、 1, 0 0 0 平 方メー トル以 内のも の	
				当該部	1 9
				分の床	8,
				面積の	0 0
				合計が	0 円
				1, 0 0 0 平 方メー トルを 超 え、 2, 0 0 0 平 方メー トル以 内のも の	
				(略)	
ウ (略)	(略)	建築物の延べ面積が	1 5		
		3 0 0 平方メートル	4,		
		を 超 え、 1, 0 0 0	0 0		
		平方メートル以内の	0 円		
		もの			
		建築物の延べ面積が	1 9		
		1, 0 0 0 平方メー	8,		
		トルを 超 え、 2, 0	0 0		
		0 0 平方メートル以	0 円		
		内のもの			
		(略)			

備考 (略)

別表第 8 都市整備部関係手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係)

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 (略)	(略)	計 画 提 出
	(1) (略)	当該部 2 分の床 7, 面積の 1 0

備考 (略)

別表第 8 都市整備部関係手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係)

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 (略)	(略)	計 画 提 出
	(1) (略)	当該部 1 分の床 6, 面積の 7 0

		合計が	0円	又は計画通知のとき
		300		
		平方メートル		
		以上		
		2,000		
		平方メートル未満のもの		
		(略)		
(2)(略)	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」とい	当該部分の床面積の合計が	145,700円	
		300		
		平方メートル		
		以上		
		2,000		
		平方メートル未満のもの		

		合計が	0円	又は計画通知のとき
		300		
		平方メートル		
		以上		
		1,000		
		平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が	27,100円	
		300		
		平方メートル		
		以上		
		2,000		
		平方メートル未満のもの		
		(略)		
(2)(略)	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が	110,700円	
		300		
		平方メートル		
		以上		
		1,000		
		平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が	145,700円	
		300		
		平方メートル		
		以上		
		2,000		
		平方メートル未満のもの		

	う。)の算出に用 いるべきものとし て国土交通大臣が 定める建築物を用 いて評価する方法 をいう。以下この 表(5の項を除 く。)において同 じ。)による場合	(略)			2, 0 0 0平 方メー トル未 満のも の (略)	
	標準入力法等(実 際的设计仕様の条 件を基に算定した 一次エネルギー消 費量及び屋内周囲 空間の年間熱負荷 を用いて評価する 方法をいう。以下 この表(5の項を 除く。)において 同じ。)による場 合	当該部 3 6 分の床 7, 面積の 1 0 合計が 0 円 3 0 0 平方メ ートル 以上 2, 0 0 0平 方メー トル未 満のも の (略)		標準入力法等(実 際的设计仕様の条 件を基に算定した 一次エネルギー消 費量を用いて評価 する方法をいう。 2の項、5の項及 び6の項において 同じ。)による場 合	当該部 2 8 分の床 4, 面積の 4 0 合計が 0 円 3 0 0 平方メ ートル 以上 1, 0 0 0平 方メー トル未 満のも の 当該部 3 6 分の床 7, 面積の 1 0 合計が 0 円 1, 0 0 0平 方メー トル以 上 2, 0 0 0 平方メ ートル 未満の もの (略)	
2 (略)	(略)	(略)	変更計 画提出 又は変 更計	2 (略)	(略)	変更計 画提出 又は変 更計
	(1) (略)	当該部 1 分の床 9, 面積の 1 0 合計が 0 円 3 0 0 平方メ ートル 以上 2, 0 0 0平		(1) (略)	当該部 1 分の床 1, 面積の 8 0 合計が 0 円 3 0 0 平方メ ートル 以上 1, 0 0 0平	

		方メー トル未 満のも の		画 通 知 の と き
		(略)		
(2)	(略)	当該部 分の床 面積の 合計が 300 平方メ ートル 以上 2,0 00平 方メー トル未 満のも の	10 9, 10 0円	
(略)	(略)	(略)		
	(略)	当該部	25	

		方メー トル未 満のも の		画 通 知 の と き
		(略)		
(2)	(略)	当該部 分の床 面積の 合計が 7 7, 60 0円	1 9, 10 00平 方メー トル以 上2, 000 平方メ ートル 未満の もの	
(略)	(略)	(略)		
	(略)	当該部	19	

				分の床	7,
				面積の	10
				合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	
				以上	
				2,0	
				00平	
				方メ	
				ートル未	
				満のも	
				の	
				(略)	
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	申請のとき	
第1項の規定に基づく建築物エ	(1) (略)	イ (略)	(イ) (略)	ii (略)	(略)
				当該部	2
				分の床	7,
				面積の	10

				分の床	9,
				面積の	20
				合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	
				以上	
				1,0	
				00平	
				方メ	
				ートル未	
				満のも	
				の	
				当該部	25
				分の床	7,
				面積の	10
				合計が	0円
				1,0	
				00平	
				方メ	
				ートル以	
				上2,	
				000	
				平方メ	
				ートル未	
				満の	
				もの	
				(略)	
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	申請のとき	
第1項の規定に基づく建築物エ	(1) (略)	イ (略)	(イ) (略)	ii (略)	(略)
				当該部	1
				分の床	6,
				面積の	70

エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	
				以上	
				2,0	
				00平	
				方メー	
				トル未	
				満のも	
		(略)			
(2)	(略)				
(略)	イ	(略)			
(略)	(イ)	(略)			
(略)	(略)	ii	モデ	(略)	
(略)	(略)	(略)	ル建	当該部	14
			物法	分の床	5,
			によ	面積の	70
			る場	合計が	0円
			合	300	
				平方メ	
				ートル	
				以上	
				2,0	
				00平	
				方メー	
				トル未	
				満のも	

エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			合計が	0円
				300	
				平方メ	
				ートル	
				以上	
				1,0	
				00平	
				方メー	
				トル未	
				満のも	
		当該部	2		
		分の床	7,		
		面積の	10		
		合計が	0円		
		1,0			
		00平			
		方メー			
		トル以			
		上2,			
		000			
		平方メ			
		ートル			
		未満の			
		もの			
		(略)			
(2)	(略)				
(略)	イ	(略)			
(略)	(イ)	(略)			
(略)	(略)	ii	モデ	(略)	
(略)	(略)	(略)	ル建	当該部	11
			物法	分の床	0,
			(一	面積の	70
			次エ	合計が	0円
			ネル	300	
			ギー	平方メ	
			消費	ートル	
			量の	以上	
			算出	1,0	
			に用	00平	
			いる	方メー	
			べき	トル未	
			標準	満のも	

の	(略)	的	の	
		建築	当該部	1 4
		物及	分の床	5,
		び省	面積の	7 0
		令第	合計が	0 円
		1 0	1, 0	
		条第	0 0 平	
		1 号	方メー	
		イ	トル以	
		(1)	上 2,	
		の屋	0 0 0	
		内周	平方メ	
		囲空	ートル	
		間の	未満の	
		年間	もの	
熱負	(略)			
荷	(以			
	下こ			
	の表			
	にお			
	いて			
	「屋			
	内周			
	囲空			
	間の			
	年間			
	熱負			
	荷」			
	とい			
	う。			
) の			
	算出			
	に用			
	いる			
	べき			
	もの			
	とし			
	て国			
	土交			
	通大			
	臣が			
	定め			
	る建			
	築物			
	を用			
	いて			
	評価			
	する			

4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請のとき	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)						
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) (略)								
	イ (略)								
	(イ) (略)								
	(略)	ii (略)	(略)						
			当該部の床面積の合計が	19,000平方メートル未満のもの					
				1,000平方メートル未満のもの					
				(略)					

									場合
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請のとき	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)						
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) (略)								
	イ (略)								
	(イ) (略)								
	(略)	ii (略)	(略)						
			当該部の床面積の合計が	18,000平方メートル未満のもの					
				1,000平方メートル未満のもの					
				(略)					

める もの が提 出さ れた 場合	(2)	(略)			
	(略)	イ	(略)		
	(略)	(イ)	(略)		
	(略)	ii	(略)	(略)	
	(略)	(略)	当該部	10	
	(略)	(略)	分の床	2,	
	(略)	(略)	面積の	10	
	(略)	(略)	合計が	0円	
	(略)	(略)	300		
	(略)	(略)	平方メ		
(略)	(略)	ートル			
(略)	(略)	以上			
(略)	(略)	2,0			
(略)	(略)	00平			
(略)	(略)	方メ			
(略)	(略)	ートル未			
(略)	(略)	満のも			
(略)	(略)	の			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	当該部	25		
(略)	(略)	分の床	7,		
(略)	(略)	面積の	10		
(略)	(略)	合計が	0円		
(略)	(略)	300			
(略)	(略)	平方メ			
(略)	(略)	ートル			
(略)	(略)	以上			
(略)	(略)	2,0			

める もの が提 出さ れた 場合	(2)	(略)			
	(略)	イ	(略)		
	(略)	(イ)	(略)		
	(略)	ii	(略)	(略)	
	(略)	(略)	当該部	7	
	(略)	(略)	分の床	7,	
	(略)	(略)	面積の	60	
	(略)	(略)	合計が	0円	
	(略)	(略)	300		
	(略)	(略)	平方メ		
(略)	(略)	ートル			
(略)	(略)	以上			
(略)	(略)	1,0			
(略)	(略)	00平			
(略)	(略)	方メ			
(略)	(略)	ートル未			
(略)	(略)	満のも			
(略)	(略)	の			
(略)	(略)	当該部	10		
(略)	(略)	分の床	2,		
(略)	(略)	面積の	10		
(略)	(略)	合計が	0円		
(略)	(略)	1,0			
(略)	(略)	00平			
(略)	(略)	方メ			
(略)	(略)	ートル以			
(略)	(略)	上2,			
(略)	(略)	000			
(略)	(略)	平方メ			
(略)	(略)	ートル未			
(略)	(略)	満の			
(略)	(略)	もの			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	当該部	19		
(略)	(略)	分の床	9,		
(略)	(略)	面積の	20		
(略)	(略)	合計が	0円		
(略)	(略)	300			
(略)	(略)	平方メ			
(略)	(略)	ートル			
(略)	(略)	以上			
(略)	(略)	1,0			

る旨 の認 定の 申請 対 する 審 査	(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(イ)	i	モデ	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	ル建物	当該部	1 4		
	(略)	(略)	(略)	(略)	法 (一	分の床	5,		
	(略)	(略)	(略)	(略)	次エネ	面積の	7 0		
	(略)	(略)	(略)	(略)	ルギー	合計が	0 円		
	(略)	(略)	(略)	(略)	消費量	3 0 0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	の算出	平方メ			
	(略)	(略)	(略)	(略)	に用い	ートル			
(略)	(略)	(略)	(略)	るべき	以上				
(略)	(略)	(略)	(略)	標準的	2, 0				
(略)	(略)	(略)	(略)	な建築	0 0 平				
(略)	(略)	(略)	(略)	物を用	方メー				
(略)	(略)	(略)	(略)	いて評	トル未				
(略)	(略)	(略)	(略)	価する	満のも				
(略)	(略)	(略)	(略)	方法を	の				
(略)	(略)	(略)	(略)	い					
(略)	(略)	(略)	(略)	う。)					
(略)	(略)	(略)	(略)	による					
(略)	(略)	(略)	(略)	場合					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	ii	標準	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	入力法	当該部	3 6			
(略)	(略)	(略)	(略)	等 (実	分の床	7,			
(略)	(略)	(略)	(略)	際の設	面積の	1 0			
(略)	(略)	(略)	(略)	計仕様	合計が	0 円			
(略)	(略)	(略)	(略)	の条件	3 0 0				
(略)	(略)	(略)	(略)	を基に	平方メ				
(略)	(略)	(略)	(略)	算定し	ートル				
(略)	(略)	(略)	(略)	た一次	以上				
(略)	(略)	(略)	(略)	エネルギー	2, 0				
(略)	(略)	(略)	(略)	ギー消	0 0 平				
(略)	(略)	(略)	(略)	費量を	方メー				
(略)	(略)	(略)	(略)	用いて	トル未				

る旨 の認 定の 申請 対 する 審 査	(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一トル
	(略)	イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	未満の
	(略)	(略)	(イ)	i	モデ	(略)	(略)	(略)	もの
	(略)	(略)	(略)	(略)	ル建物	当該部	1 1		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	法によ	分の床	0,		
	(略)	(略)	(略)	(略)	る場合	面積の	7 0		
	(略)	(略)	(略)	(略)		合計が	0 円		
	(略)	(略)	(略)	(略)		3 0 0			
	(略)	(略)	(略)	(略)		平方メ			
	(略)	(略)	(略)	(略)		ートル			
(略)	(略)	(略)	(略)		以上				
(略)	(略)	(略)	(略)		1, 0				
(略)	(略)	(略)	(略)		0 0 平				
(略)	(略)	(略)	(略)		方メー				
(略)	(略)	(略)	(略)		トル未				
(略)	(略)	(略)	(略)		満のも				
(略)	(略)	(略)	(略)		の				
(略)	(略)	(略)	(略)		当該部	1 4			
(略)	(略)	(略)	(略)		分の床	5,			
(略)	(略)	(略)	(略)		面積の	7 0			
(略)	(略)	(略)	(略)		合計が	0 円			
(略)	(略)	(略)	(略)		1, 0				
(略)	(略)	(略)	(略)		0 0 平				
(略)	(略)	(略)	(略)		方メー				
(略)	(略)	(略)	(略)		トル以				
(略)	(略)	(略)	(略)		上 2,				
(略)	(略)	(略)	(略)		0 0 0				
(略)	(略)	(略)	(略)		平方メ				
(略)	(略)	(略)	(略)		ートル				
(略)	(略)	(略)	(略)		未満の				
(略)	(略)	(略)	(略)		もの				
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	ii	標準	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	入力法	当該部	2 8			
(略)	(略)	(略)	(略)	等によ	分の床	4,			
(略)	(略)	(略)	(略)	る場合	面積の	4 0			
(略)	(略)	(略)	(略)		合計が	0 円			
(略)	(略)	(略)	(略)		3 0 0				
(略)	(略)	(略)	(略)		平方メ				
(略)	(略)	(略)	(略)		ートル				
(略)	(略)	(略)	(略)		以上				
(略)	(略)	(略)	(略)		1, 0				
(略)	(略)	(略)	(略)		0 0 平				
(略)	(略)	(略)	(略)		方メー				
(略)	(略)	(略)	(略)		トル未				

				評価する方法をいう。)による場合	満のもの					満のもの				
					(略)									
6 (略)	(略)				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100				当該部分の床面積の合計が367,100平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100			
					(略)									
(2) (略)	(略)				当該部分の床	10				当該部分の床	7			
(略)						2,					7,			

	面積の	10
	合計が	0円
	300	
	平方メ	
	ートル	
	以上	
	2,0	
	00平	
	方メー	
	トル未	
	満のも	
	の	
	(略)	
(略)	当該部	25
	分の床	7,
	面積の	10
	合計が	0円
	300	
	平方メ	
	ートル	
	以上	
	2,0	
	00平	
	方メー	
	トル未	
	満のも	
	の	

	面積の	60
	合計が	0円
	300	
	平方メ	
	ートル	
	以上	
	1,0	
	00平	
	方メー	
	トル未	
	満のも	
	の	
	当該部	10
	分の床	2,
	面積の	10
	合計が	0円
	1,0	
	00平	
	方メー	
	トル以	
	上2,	
	000	
	平方メ	
	ートル	
	未満の	
	もの	
	(略)	
(略)	当該部	19
	分の床	9,
	面積の	20
	合計が	0円
	300	
	平方メ	
	ートル	
	以上	
	1,0	
	00平	
	方メー	
	トル未	
	満のも	
	の	
	当該部	25
	分の床	7,
	面積の	10
	合計が	0円
	1,0	
	00平	
	方メー	
	トル以	

	(略)		上2, 000 平方メ ートル 未満の もの (略)	
<p>備考</p> <p>1 <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分として取り扱う。</u></p> <p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。</u></p> <p>3 <u>非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。</u></p> <p>4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料</u></p>		<p>備考</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>		

等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (削る)

申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 認定申請手数料等について、同一の建築物 (削る)

において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

7 認定申請手数料等について、住宅部分及 (削る)

び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 (削る)

する法律第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の額を合算した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 (削る)

する法律第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建

建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「性能向上計画認定」という。）された計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第8の3の部に規定する手数料と同額とする。

1 0 建築物のエネルギー消費性能の向上に (削る)

関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー適合性判定手数料の額は、別表第8の1の部(1)の項に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、性能向上計画認定と同じ場合に限る。

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に (削る)

関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の計画変更に係る建築物エネルギー適合性判定手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、性能向上計画認定と同じ場合に限る。

1 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合 (削る)

している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1 3 建築物エネルギー消費性能向上計画認 (削る)

定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請又は建築物エネルギー消費基準適合認定申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

1 4 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同 (削る)

号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費基準適合認定申請を行

う場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

(加える)

1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表第8の1の部(2)の項、2の部(2)の項、5の部(2)の款イの項(イ)のii又は6の部(2)の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(加える)

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)のii又は4の部(2)の款イの項(イ)のiiに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(加える)

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表第8の1の部(1)の項の規定により算出した額とする。

(加える)

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項の規定により算出した額とする。

(加える)

5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

(加える)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

（加える）

7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

（加える）

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

（加える）

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

（加える）

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表第8の3の項の規定により算出した額とする。

- (加える) 1 1 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- (加える) 1 2 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- (加える) 1 3 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- (加える) 1 4 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- (加える) 1 5 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
- (加える) 1 6 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

別表第9 (略)

別表第9 (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案					
【第2条（令和3年4月1日）】				【第2条（令和3年6月1日施行）】					
本則（略）				本則（略）					
別表第1～別表第3（略）				別表第1～別表第3（略）					
別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）				別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）					
事務	手数料の 名称	額	徴収 時期	事務	手数料の 名称	額	徴収 時期		
(略)				(略)					
10	食品衛生法 （昭和22年法律 第233号）第5 2条第1項及び食 品衛生法施行令 （昭和28年政令 第229号）第3 5条の規定に基づ く飲食店営業の許 可の申請に対する 審査（卸売市場法 （昭和46年法律 第35号）第2条 第2項に規定する 卸売市場（花きの 卸売のために開設 されるものを除 く。以下「卸売市 場」という。）外の 営業に限る。）	(略)	(略)	10	食品衛生法 （昭和22年法律 第233号）第5 5条第1項及び食 品衛生法施行令 （昭和28年政令 第229号）第3 5条の規定に基づ く飲食店営業の許 可の申請に対する 審査（卸売市場法 （昭和46年法律 第35号）第2条 第2項に規定する 卸売市場（花きの 卸売のために開設 されるものを除 く。以下「卸売市 場」という。）外の 営業に限る。）	(略)	(略)		
11	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく喫茶店営業 の許可の申請に対 する審査（卸売市 場外の営業に限 る。）	喫茶店営 業許可申 請手数料	1件につき 11,500円	許可 申請 の と き 更 新 申 請 の と き	11	食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく調理の機能 を有する自動販売 機により食品を を有する自動販売 機により食品を調 理し、調理された 食品を販売する営 業の許可の申請に	調理の機 能を有す る自動販 売機によ り食品を 調理し、 調理され た食品を 販売する 営業許可	1件につき 7,200円	許可 申請 の と き

				対する審査（卸売市場外の営業に限る。） 申請手数料 調理の機能 を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	1件につき 5,100円	更新申請のとき	
12 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料	1 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） 1件につき 16,800円	許可申請のとき	12 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料	1件につき 11,500円 1件につき 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
	菓子製造業許可更新申請手数料	2 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 1件につき 5,500円	更新申請のとき				
		1 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） 1件につき 8,400円	更新申請のとき				

		00円	
		2 移動菓	
		子製造業	
		又は臨時	
		菓子製造	
		業	
		1件につ	
		き 2,7	
		00円	
13 食品衛生法第	あん類製	1件につき	許可
52条第1項及び	造業許可	16,8	申請
食品衛生法施行令	申請手数	00円	のと
第35条の規定に	料		き
基づくあん類製造	あん類製	1件につき	更新
業の許可の申請に	造業許可	8,40	申請
対する審査（卸売	更新申請	0円	のと
市場外の営業に限	手数料		き
る。）			
14 食品衛生法第	アイスク	1件につき	許可
52条第1項及び	リーム類	16,8	申請
食品衛生法施行令	製造業許	00円	のと
第35条の規定に	可申請手		き
基づくアイスクリ	数料		
ーム類製造業の許	アイスク	1件につき	更新
可の申請に対する	リーム類	8,40	申請
審査（卸売市場外	製造業許	0円	のと
の営業に限る。）	可更新申		き
	請手数料		
15 食品衛生法第	乳処理業	1件につき	許可
52条第1項及び	許可申請	25,2	申請
食品衛生法施行令	手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく乳処理業の	乳処理業	1件につき	更新
許可の申請に対す	許可更新	12,6	申請
る審査（卸売市場	申請手数	00円	のと
外の営業に限る。）	料		き
16 食品衛生法第	特別牛乳	1件につき	許可
52条第1項及び	搾取処理	25,2	申請
食品衛生法施行令	業許可申	00円	のと
第35条の規定に	請手数料		き
基づく特別牛乳搾	特別牛乳	1件につき	更新

13 食品衛生法第	魚介類販	1件につき	許可
55条第1項及び	売業許可	11,5	申請
食品衛生法施行令	申請手数	00円	のと
第35条の規定に	料		き
基づく魚介類販売	魚介類販	1件につき	更新
業の許可の申請に	売業許可	5,70	申請
対する審査（卸売	更新申請	0円	のと
市場外の営業に限	手数料		き
る。）			
14 食品衛生法第	魚介類競	1件につき	許可
55条第1項及び	り売り営	25,2	申請
食品衛生法施行令	業許可申	00円	のと
第35条の規定に	請手数料		き
基づく魚介類競り	魚介類競	1件につき	更新
売り営業の許可の	り売り営	12,6	申請
申請に対する審査	業許可更	00円	のと
（卸売市場外の営	新申請手		き
業に限る。）	数料		
15 食品衛生法第	集乳業許	1件につき	許可
55条第1項及び	可申請手	11,5	申請
食品衛生法施行令	数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく集乳業の許	集乳業許	1件につき	更新
可の申請に対す	可更新申	5,70	申請
る審査（卸売市場外	請手数料	0円	のと
の営業に限る。）			き
16 食品衛生法第	乳処理業	1件につき	許可
55条第1項及び	許可申請	25,2	申請
食品衛生法施行令	手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく乳処理業の	乳処理業	1件につき	更新

取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	搾取処理業許可更新申請手数料	1 2, 6 0 0 円	申請 の と き
1 7 食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	乳製品製造業許可申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き
1 8 食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	集乳業許可更新申請手数料	1 件につき 1 1, 5 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き
1 9 食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	乳類販売業許可更新申請手数料	1 件につき 1 1, 5 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き
2 0 食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉処理業許可更新申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き

許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	許可更新申請手数料	1 2, 6 0 0 円	申請 の と き
1 7 食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き
1 8 食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き
1 9 食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き
2 0 食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	菓子製造業許可更新申請手数料	1 件につき 1 6, 8 0 0 円	許 可 申 請 の と き 更 新 申 請 の と き

2 1	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料	1 1, 5 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 2	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料	1 2, 6 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 3	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料	1 1, 5 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 4	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	魚介類せり売営業許可申請手数料	1 2, 6 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 5	食品衛生法第5 2条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく	食肉ねり製品製造業許可申請手数料	1 9, 2 0 0円	許可申請のとき

2 1	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1 6, 8 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 2	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	乳製品製造業許可申請手数料	1 2, 6 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 3	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1 2, 6 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 4	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料	1 2, 6 0 0円	許可申請のとき更新申請のとき
2 5	食品衛生法第5 5条第1項及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく	水産製品製造業許可申請手数料	2 1, 6 0 0円	許可申請のとき

基づく魚肉ねり製 品製造業の許可の 申請に対する審査 (卸売市場外の営 業に限る。)	魚肉ねり 製品製造 業許可更 新申請手 数料	1件につき 9,600円	更新 申請 の と き
26 食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく食品の冷凍 又は冷蔵業の許可 の申請に対する審 査(卸売市場外の 営業に限る。)	食品の冷 凍又は冷 蔵業許可 申請手数 料	1件につき 25,200円	許可 申請 の と き
27 食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく食品の放射 線照射業の許可の 申請に対する審査 (卸売市場外の営 業に限る。)	食品の放 射線照射 業許可申 請手数料	1件につき 12,600円	許可 申請 の と き
28 食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく清涼飲料水 製造業の許可の申 請に対する審査 (卸売市場外の営 業に限る。)	清涼飲料 水製造業 許可申請 手数料	1件につき 12,600円	許可 申請 の と き
29 食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく乳酸菌飲料 製造業の許可の申 請に対する審査 (卸売市場外の営 業に限る。)	乳酸菌飲 料製造業 許可更新 申請手数 料	1件につき 8,400円	許可 申請 の と き

基づく水産製品製 造業の許可の申請 に対する審査(卸 売市場外の営業に 限る。)	水産製品 製造業許 可更新申 請手数料	1件につき 14,000円	更新 申請 の と き
26 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく冰雪製造業 の許可の申請に対 する審査(卸売市 場外の営業に限 る。)	冰雪製造 業許可申 請手数料	1件につき 25,200円	許可 申請 の と き
27 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく液卵製造業 の許可の申請に対 する審査(卸売市 場外の営業に限 る。)	液卵製造 業許可申 請手数料	1件につき 7,800円	許可 申請 の と き
28 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づく食用油脂製 造業の許可の申請 に対する審査(卸 売市場外の営業に 限る。)	食用油脂 製造業許 可申請手 数料	1件につき 25,200円	許可 申請 の と き
29 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行令 第35条の規定に 基づくみそ又はし ょうゆ製造業の許 可の申請に対する 審査(卸売市場外 製造業許	みそ又は しょうゆ 製造業許 可申請手 数料	1件につき 19,200円	許可 申請 の と き

業に限る。)	料		
30 食品衛生法第	氷雪製造	1件につき	許可
52条第1項及び	業許可申	25, 2	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく氷雪製造業	氷雪製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	12, 6	申請
する審査(卸売市	新申請手	00円	のと
場外の営業に限	手数料		き
る。)			
31 食品衛生法第	氷雪販売	1件につき	許可
52条第1項及び	業許可申	15, 8	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく氷雪販売業	氷雪販売	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	8, 20	申請
する審査(卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	手数料		き
る。)			
32 食品衛生法第	食用油脂	1件につき	許可
52条第1項及び	製造業許	25, 2	申請
食品衛生法施行令	可申請手	00円	のと
第35条の規定に	手数料		き
基づく食用油脂製	食用油脂	1件につき	更新
造業の許可の申請	製造業許	12, 6	申請
に対する審査(卸	可更新申	00円	のと
売市場外の営業に	請手数料		き
限る。)			
33 食品衛生法第	マーガリ	1件につき	許可
52条第1項及び	ン又はシ	25, 2	申請
食品衛生法施行令	ョートニ	00円	のと
第35条の規定に	ング製造		き
基づくマーガリン	業許可申		
又はショートニン	請手数料		
グ製造業の許可の	マーガリ	1件につき	更新
申請に対する審査	ン又はシ	12, 6	申請
(卸売市場外の営	ョートニ	00円	のと
業に限る。)	ング製造		き
	業許可更		
	新申請手		

の営業に限る。)	可更新申		き
	請手数料		
30 食品衛生法第	酒類製造	1件につき	許可
55条第1項及び	業許可申	19, 2	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく酒類製造業	酒類製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	9, 60	申請
する審査(卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	手数料		き
る。)			
31 食品衛生法第	豆腐製造	1件につき	許可
55条第1項及び	業許可申	16, 8	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく豆腐製造業	豆腐製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	8, 40	申請
する審査(卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	手数料		き
る。)			
32 食品衛生法第	納豆製造	1件につき	許可
55条第1項及び	業許可申	16, 8	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく納豆製造業	納豆製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	8, 40	申請
する審査(卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	手数料		き
る。)			
33 食品衛生法第	麺類製造	1件につき	許可
55条第1項及び	業許可申	16, 8	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく麺類製造業	麺類製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	8, 40	申請
する審査(卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	手数料		き
る。)			

	数料		
34 食品衛生法第	みそ製造	1件につき	許可
52条第1項及び	業許可申	19,2	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づくみそ製造業	みそ製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	9,60	申請
する審査（卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	数料		き
る。）			
35 食品衛生法第	しょうゆ	1件につき	許可
52条第1項及び	製造業許	19,2	申請
食品衛生法施行令	可申請手	00円	のと
第35条の規定に	数料		き
基づくしょうゆ製	しょうゆ	1件につき	更新
造業の許可の申請	製造業許	9,60	申請
に対する審査（卸	可更新申	0円	のと
売市場外の営業に	請手数料		き
限る。）			
36 食品衛生法第	ソース類	1件につき	許可
52条第1項及び	製造業許	19,2	申請
食品衛生法施行令	可申請手	00円	のと
第35条の規定に	数料		き
基づくソース類製	ソース類	1件につき	更新
造業の許可の申請	製造業許	9,60	申請
に対する審査（卸	可更新申	0円	のと
売市場外の営業に	請手数料		き
限る。）			
37 食品衛生法第	酒類製造	1件につき	許可
52条第1項及び	業許可申	19,2	申請
食品衛生法施行令	請手数料	00円	のと
第35条の規定に			き
基づく酒類製造業	酒類製造	1件につき	更新
の許可の申請に対	業許可更	9,60	申請
する審査（卸売市	新申請手	0円	のと
場外の営業に限	数料		き
る。）			
38 食品衛生法第	豆腐製造	1件につき	許可
52条第1項及び	業許可申	16,8	申請

34 食品衛生法第	そうざい	1件につき	許可
55条第1項及び	製造業許	25,2	申請
食品衛生法施行令	可申請手	00円	のと
第35条の規定に	数料		き
基づくそうざい製	そうざい	1件につき	更新
造業の許可の申請	製造業許	12,6	申請
に対する審査（卸	可更新申	00円	のと
売市場外の営業に	請手数料		き
限る。）			
35 食品衛生法第	複合型そ	1件につき	許可
55条第1項及び	うざい製	35,2	申請
食品衛生法施行令	造業許可	00円	のと
第35条の規定に	申請手数		き
基づく複合型そう	料		
ざい製造業の許可	複合型そ	1件につき	更新
の申請に対する審	うざい製	23,3	申請
査（卸売市場外の	造業許可	00円	のと
営業に限る。）	更新申請		き
	手数料		
36 食品衛生法第	冷凍食品	1件につき	許可
55条第1項及び	製造業許	25,2	申請
食品衛生法施行令	可申請手	00円	のと
第35条の規定に	数料		き
基づく冷凍食品製	冷凍食品	1件につき	更新
造業の許可の申請	製造業許	12,6	申請
に対する審査（卸	可更新申	00円	のと
売市場外の営業に	請手数料		き
限る。）			
37 食品衛生法第	複合型冷	1件につき	許可
55条第1項及び	凍食品製	35,2	申請
食品衛生法施行令	造業許可	00円	のと
第35条の規定に	申請手数		き
基づく複合型冷凍	料		
食品製造業の許可	複合型冷	1件につき	更新
の申請に対する審	凍食品製	23,3	申請
査（卸売市場外の	造業許可	00円	のと
営業に限る。）	更新申請		き
	手数料		
38 食品衛生法第	漬物製造	1件につき	許可
55条第1項及び	業許可申	13,2	申請

食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	請手数料	00円	の と き 更 新
豆腐製造	1件につき		
業許可更新	8,40	申請	
新申請手数料	0円	の と き	
39 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	納豆製造	1件につき	許 可 申 請
業許可申請	16,8	申請	
請手数料	00円	の と き	
納豆製造	1件につき		
業許可更新	8,40	申請	
新申請手数料	0円	の と き	
40 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	めん類製 造業許可	1件につき	許 可 申 請
申請手数料	00円	の と き	
めん類製 造業許可	1件につき		
更新	8,40	申請	
更新申請	0円	の と き	
41 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	そうざい 製造業許 可申請手 数料	1件につき	許 可 申 請
25,2	00円	の と き	
そうざい 製造業許 可申請手 数料	1件につき		
更新	12,6	申請	
更新申請	00円	の と き	
42 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する	缶詰又は 瓶詰食品 製造業許 可申請手 数料	1件につき	許 可 申 請
25,2	00円	の と き	
缶詰又は 瓶詰食品 製造業許 可申請手 数料	1件につき		
更新	12,6	申請	

食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	請手数料	00円	の と き 更 新
漬物製造	1件につき		
業許可更新	7,80	申請	
新申請手数料	0円	の と き	
39 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	密封包装	1件につき	許 可 申 請
食品製造	21,6	申請	
業許可申請	00円	の と き	
密封包装	1件につき		
更新	14,0	申請	
業許可更新	00円	の と き	
40 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食品の小 分け業許 可申請手 数料	1件につき	許 可 申 請
21,6	00円	の と き	
食品の小 分け業許 可申請手 数料	1件につき		
更新	14,0	申請	
更新申請	00円	の と き	
41 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	添加物製 造業許 可申請手 数料	1件につき	許 可 申 請
25,2	00円	の と き	
添加物製 造業許 可申請手 数料	1件につき		
更新	12,6	申請	
更新申請	00円	の と き	

審査（卸売市場外の営業に限る。）	製造業許可更新申請手数料	00円	のとき
43 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	添加物製造業許可申請手数料	1件につき25,200円	許可申請のとき
44 食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第3条の規定による行商人の届出に基づく鑑札及び記章の交付、第5条の規定による弁当等人力販売業の許可の申請に対する審査又は第5条の2の規定による弁当等人力販売業の許可済証の交付	行商人の業種ごとに鑑札及び記章の交付手数料 行商人の業種ごとに鑑札及び記章の再交付手数料 弁当等人力販売業の許可申請手数料 弁当等人力販売業の許可更新申請手数料 弁当等人力販売業の許可済証交付手数料 弁当等人力販売業の許可済証再交付手数料	1,800円 1件につき1,100円 0円 1件につき8,800円 0円 1件につき5,400円 0円 1件につき1,400円 0円 1件につき1,100円 0円	届出のとき 届出のとき 許可申請のとき 許可申請のとき 届出のとき 届出のとき 届出のとき 届出のとき
45 食品製造業等	食品製造業	業種ごとに	許可

取締条例第5条の	業等許可	13, 2	申請
3の規定による製	申請手数	00円	のと
造業者等の許可の	料		き
申請に対する審査	食品製造業種ごとに		更新
(卸売市場外の営	業等許可	7, 80	申請
業に限る。)	更新申請	0円	のと
	手数料		き
46～98 (略)			

別表第5～別表第9 (略)

42～94 (略)			

別表第5～別表第9 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)(以下「旧法」という。)第52条の許可を受けて次表に掲げる営業を行っている者が当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間の満了に当たって行う改正法による改正後の食品衛生法(以下「新法」という。)第55条第1項に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第4の規定については、同表中の手数料額を次表のように読み替える。

旧法における許可業種	新法における許可業種	本則の手数料額	読み替える手数料額
飲食店営業(移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	18,300円	8,900円
	そうざい製造業	25,200円	8,900円

飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。)	飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。)	5,600 円	2,700 円
飲食店営業 (自動販売機によるものに限る。)	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7,200 円	5,100 円
喫茶店営業 (自動販売機によるものを除く。)	飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	18,300 円	5,700 円
喫茶店営業 (自動販売機によるものに限る。)	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7,200 円	5,100 円
菓子製造業 (移動菓子製造業又は臨時菓子製造業によるものを除く。)	飲食店営業 (移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	18,300 円	8,400 円
	菓子製造業	16,800 円	8,400 円
	食品の小分け業	21,600 円	8,400 円

菓子製造業 (移動菓子 製造業又は 臨時菓子製 造業に限 る。)	飲食店営業 (移動飲食 店営業又は 臨時飲食店 営業に限 る。)	5,600 円	2,700 円
あん類製造 業	菓子製造業	16,800 円	8,400 円
	食品の小分 け業	21,600 円	8,400 円
アイスクリ ーム類製造 業	飲食店営業 (移動飲食 店営業又は 臨時飲食店 営業による ものを除 く。)	18,300 円	8,400 円
	アイスクリ ーム類製造 業	16,800 円	8,400 円
乳処理業	乳処理業	25,200 円	12,600 円
特別牛乳搾 取処理業	特別牛乳搾 取処理業	25,200 円	12,600 円
乳製品製造 業	乳製品製造 業	25,200 円	12,600 円
	食品の小分 け業	21,600 円	12,600 円
集乳業	集乳業	11,500 円	5,700 円
食肉処理業	食肉処理業	25,200 円	12,600 円
食肉販売業 (自動販売 機によるも のを除く。)	食肉販売業 (自動販売 機によるも のを除く。)	11,500 円	5,700 円
食肉製品製 造業	食肉製品製 造業	25,200 円	12,600 円
	食品の小分 け業	21,600 円	12,600 円
魚介類販売	飲食店営業	18,300	5,700

業	(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	0円	円
	魚介類販売業	11,500円	5,700円
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	25,200円	12,600円
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	21,600円	9,600円
	食品の小分け業	21,600円	9,600円
食品の冷凍又は冷蔵業	食品の冷凍又は冷蔵業	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	21,600円	9,600円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	25,200円	12,600円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	25,200円	12,600円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	25,200円	8,400円
	乳製品製造業	25,200円	8,400円
	清涼飲料水製造業	25,200円	8,400円
冰雪製造業	冰雪製造業	25,200円	12,600円
食用油脂製造業	食用油脂製造業	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	21,600円	12,600円
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	25,200円	12,600円
トニング製造業	食品の小分け業	21,600円	12,600円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	19,200円	9,600円

	業		
	食品の小分け業	21,600円	9,600円
しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	19,200円	9,600円
	食品の小分け業	21,600円	9,600円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	21,600円	9,600円
酒類製造業	酒類製造業	19,200円	9,600円
豆腐製造業	豆腐製造業	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	21,600円	8,400円
納豆製造業	納豆製造業	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	21,600円	8,400円
麺類製造業	麺類製造業	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	21,600円	8,400円
そうざい製造業	そうざい製造業	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	21,600円	12,600円
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	21,600円	12,600円
添加物製造業	添加物製造業	25,200円	12,600円

3 この条例の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号。以下「旧条例」という。）第7条の許可を受けて次表に掲げる営業を行っている者が令和6年5月31日までに当該許可に係る営業を継続

するために行う新法第55条第1項に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第4の規定については、同表中の手数料額を次表のように読み替える。

旧法における許可業種	新法における許可業種	本則の手数料額	読み替える手数料額
つけ物製造業	漬物製造業	13,200円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
そう菜半製品製造業	そうざい製造業	25,200円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	21,600円	7,800円
魚介類加工業	水産製品製造業	21,600円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
液卵製造業	液卵製造業	13,200円	7,800円

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
【第3条（令和3年6月1日）】				【第3条（令和3年8月1日施行）】			
本則（略）				本則（略）			
別表第1～別表第3（略）				別表第1～別表第3（略）			
別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）				別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）			
事務	手数料の 名称	額	徴収時 期	事務	手数料の 名称	額	徴収時 期
(略)				(略)			
68 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	68 医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
69 (略)				69 (略)			
70 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	70 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
71 (略)				71 (略)			
72 医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	72 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
73～75 (略)				73～75 (略)			
76 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は	(略)	(略)	(略)	76 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は	(略)	(略)	(略)

貸与業の許可の更新の申請に対する審査				貸与業の許可の更新の申請に対する審査			
77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。） <u>第1条の5</u> の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	(略)	(略)	(略)	77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。） <u>第2条の3</u> の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	(略)	(略)	(略)
78 医薬品医療機器等法施行令 <u>第1条の6</u> の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	(略)	(略)	(略)	78 医薬品医療機器等法施行令 <u>第2条の4</u> の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	(略)	(略)	(略)
79～94 (略)				79～94 (略)			
別表第5～別表第9 (略)				別表第5～別表第9 (略)			
				附 則 この条例は、令和3年8月1日から施行する。			